

福岡県公報

平成27年1月30日
第3664号

目次

告示(第47号-第77号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7

○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	9
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○土地改良区連合の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	12
○土地改良区連合の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	13
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	14
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	17
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	19
○二級建築士の免許の取消し	(建築指導課)	22
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課)	22
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	22
労働委員会		
○労働組合法に基づく審査の期間の目標の設定	(労働委員会事務局審査課)	23

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) ……………23

雑 報

○平成26年度行政書士試験の合格者の発表 (市町村支援課) ……………23

告 示

福岡県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

古賀都市計画道路を変更（古賀都市計画道路3・5・3号花見浜線、3・4・5号中川熊鶴線、3・4・8号屋敷五楽線、3・5・9号古賀停車場線及び3・4・16号後牟田大池線の変更）

福岡県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

福岡都市計画道路を変更（福岡都市計画道路3・4・14号松原上西郷線の変更）

福岡県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年

法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
嘉鞍生3	加藤整形外科クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野3474-1	H26・11・5
筑紫生歯78	有田歯科医院	筑紫野市大字天山599番3	H27・1・1
福津生薬31	オーエス福津薬局	福津市日蒔野五丁目14番1号	H27・1・1

福岡県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
飯生薬121	有限会社大和薬局	飯塚市阿恵384-8	H26・12・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
小生58	矢野内科胃腸科医院	小郡市大保1592-20	H26・11・15

鞍生134	加藤整形外科クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野3474-1	H26・11・4
直生115	医療法人直方医院	直方市大字山部1419-8	H26・1・31
春生歯92	塚原台まさむねデンタルクリニック	春日市大字下白水67番11	H26・11・28
大生歯126	みつおみ歯科医院	大牟田市大字三池626	H26・11・25

福岡県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ18	柴田 敏一（訪問マッサージ大牟田）	大牟田市栄町二丁目13-1 モリビル1F	H26・12・1
田生マ31	佐藤 直樹（さわやかマッサージ）	田川市大字伊田3478	H26・12・1
八女生マ10	松崎 俊樹（ほうしゅう堂）	八女市宅間田2-15	H26・12・1
大生柔66	橋本 泰昌（柿園はっぴい整骨院）	大牟田市柿園町一丁目1-3 柿園ビル2階	H26・11・25
大生柔67	上田 健太郎（たなか整骨院）	大牟田市平原町365番地7	H26・12・28
田生柔47	井桁 悠太郎（ゆうたろう整骨院）	田川市大字伊田35	H26・11・1

大川生柔31	平田 泰崇（ひまわり整骨院）	大川市大字北古賀112-1 セントラルII103	H26・12・1
大生はき11	橋本 泰昌（柿園はっぴい整骨院）	大牟田市柿園町一丁目1-3 柿園ビル2階	H26・11・25
八女生はき4	松崎 俊樹（ほうしゅう堂）	八女市宅間田2-15	H26・12・1

福岡県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生マ8	佐藤 孝夫（訪問マッサージ大牟田）	大牟田市栄町二丁目13-1 モリビル1F	H26・12・1
田生マ22	浦田 英樹（（株）さわやかマッサージ）	田川市大字伊田3478	H26・11・30
像生柔77	松本 将希（堺整骨院宗像）	宗像市栄町12-9	H26・12・10
像生柔83	松本 将希（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・12・10
粕生柔96	松本 将希（堺整骨院志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H26・12・10
粕生柔106	篠原 周作（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H26・12・1

福岡県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生柔 47	田中 翔太 (たなか整 骨院)	大牟田市大字甘木西登 475-4	大牟田市平原町365番 地7	H26・12・28

福岡県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	八 女 線 香 春	前	うきは市浮羽町高見1005 番4先から うきは市浮羽町古川1071 番2先まで	6.2 ～ 9.7	620.0
			前	うきは市浮羽町高見1005 番4先から うきは市浮羽町古川1071 番2先まで	7.7 ～ 44.6	619.6

			後	うきは市浮羽町高見1005 番4先から うきは市浮羽町古川1071 番2先まで	7.7 ～ 26.8	619.6
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	八 女 線 香 春	うきは市浮羽町高見1005番4先から うきは市浮羽町古川1071番2先まで

福岡県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	中間市岩瀬西町1442番5 先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁 目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,838.2
				中間市岩瀬西町1442番4		

北九州	県道	中間線 水巻線	前	先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁 目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,245.7
			後	中間市岩瀬西町1442番5 先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁 目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,838.2
			後	中間市岩瀬西町1442番4 先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁 目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,245.7

福岡県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中間線 水巻線	中間市岩瀬西町1522番1先から 遠賀郡水巻町吉田西四丁目1771番6先まで

福岡県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大和線 城島線	柳川市三橋町吉開752番3先から 柳川市三橋町吉開768番1先まで

福岡県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	柳川線 筑後線	前	柳川市三橋町吉開778番 1先から 筑後市大字馬間田979番 1先まで	4.5 ～ 18.0	1,260.0
			前	柳川市三橋町吉開778番 1先から 筑後市大字馬間田979番 1先まで	10.5 ～ 19.8	1,190.0
			後	柳川市三橋町吉開778番 1先から 筑後市大字馬間田979番 1先まで	4.5 ～ 35.4	1,260.0
			後	柳川市三橋町吉開778番 1先から 筑後市大字馬間田979番 1先まで	10.5 ～ 35.4	1,190.0

福岡県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成27年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川筑後線	柳川市三橋町吉開778番1先から 柳川市三橋町吉開771番1先まで

福岡県告示第61号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市黒川字向原2689、字元ノ目4755の1、4756、4757、4797、4816
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第62号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
久留米市山本町豊田字東山2097の1、字本谷2285の62から2285の66まで、2285の68から2285の71まで、2285の81、2285の90、2285の93、2285の158
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第63号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡香春町大字採銅所字上鶴2777の2、2777の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字原ノ尾3924の1、3929の2、字内ヶ野3925、字原ノ尾ノ上3931の1

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字原ノ尾3924の1・3929の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

、字内ヶ野3925（次の図に示す部分に限る。）、字原ノ尾ノ上3931の1（次の図

に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	佐 賀 線 八 女	前	筑後市大字蔵数642番4 先から 筑後市大字蔵数639番1 先まで	8.2 ～ 10.2	72.0
			後	筑後市大字蔵数642番4 先から 筑後市大字蔵数639番1 先まで	9.4 ～ 10.2	72.0

福岡県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	国 見 線 松 江 線	前	豊前市大字畑454番68先 から 豊前市大字畑478番先ま で	7.2 ～ 12.0	360.0
			後	豊前市大字畑441番先か ら 豊前市大字畑478番先ま で	7.2 ～ 17.5	377.0

福岡県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	国 見 線 松 江 線	豊前市大字畑441番先から 豊前市大字畑478番先まで

福岡県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 早 良 線 大野城	前	糸島市高祖600番1先か ら 糸島市末永698番1先ま で	11.3 ～ 20.0	989.2
			後	糸島市高祖600番1先か ら 糸島市末永698番1先ま で	7.9 ～ 20.0	989.2

福岡県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 志 摩 線	前	糸島市志摩吉田1447番先 から 糸島市志摩吉田1211番2 先まで	11.4 ～ 14.5	798.3
			後	糸島市志摩吉田1447番先 から 糸島市志摩吉田1211番2 先まで	17.2 ～ 20.4	798.3

福岡県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
福津居73	オーエス福津薬局	福津市日蒔野五丁目14-1	H27・1・1	居管・予居管
春居106	株式会社クローバー春日薬局	春日市須玖南四丁目31	H26・12・1	居管・予居管
春居104	デイサービスいこいルーム	春日市大字小倉七丁目31	H27・1・5	通介・予通介
宰居78	有限会社寿楽グループホーム安寿	太宰府市高雄一丁目3664-256	H26・8・23	認共・認通・予認共・予認通

福岡県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
八女居2	株式会社ケア・ライフ・コーポレーション	ケアライフ八女	八女市平田42-3	H26・1・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女居2	ケアライフ八女	八女市井延179-1	八女市平田42-3	H26・1・1

福岡県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
春居94	通所介護事業所エルスリー春日須玖南	春日市須玖南一丁目131番地	H26・12・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野居76	株式会社もぐもぐ	大野城市川久保一丁目8-18 A105号室	H26・11・30

福岡県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年1月9日農林省告示第67号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	柳 川 線 城 島	前	柳川市筑紫町348番1先から 柳川市西浜武938番5先まで	10.4 ～ 22.8	351.0
			前	柳川市筑紫町348番1先から 柳川市西浜武938番5先	10.4 ～ 17.4	358.0

			まで		
		後	柳川市筑紫町348番1先から 柳川市西浜武938番5先まで	10.4 ～ 22.8	351.0

福岡県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳 川 線 城 島	柳川市筑紫町348番1先から 柳川市西浜武938番5先まで

福岡県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	200号	朝倉郡筑前町二146番6先から 朝倉郡筑前町二122番5先まで

福岡県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	7.7 ～ 360.0	5,206.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	7.7 ～ 360.0	5,206.0

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分基準」及び「宅地建物取引主任者等の違反行為に対する監督処分基準」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成26年法律第81号）の施行に伴い、必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、また、国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた監督処分基準と実質的に同一の監督処分基準を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 処分基準の施行日

平成27年4月1日。ただし、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分基準」の別表第1に36の2の項から36の4の項までを加える改正規定及び37の項の改正規定は、平成27年1月8日から施行する。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年1月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人車椅子レクダンス普及会

(2) 代表者の氏名

黒木 実馬

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市梅満町1190-1 光風ハイツ103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、車椅子使用者がレクダンス等を踊れるよう、車椅子レクダンス等の技能を普及する事、そして車椅子レクダンス等を生かした各種ボランティア活動を通じて地域社会福祉活動に貢献する事を目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市行事六丁目168番1から168番7まで及び168番8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号

第一ホーム 株式会社

代表取締役 志垣 眞澄

公告

筑後川下流土地改良区連合から、役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
堀田 益巳	三潞郡大木町大字横溝624番地
亀崎 敏彦	柳川市大浜町934番地23
植木 光治	大川市大字九網52番地

2 退任監事

氏名	住所
緒方 岩雄	大川市大字中古賀501番地

3 就任理事

氏名	住所
山浦 惣次郎	久留米市城島町江上本1387番地
久保 泰道	柳川市三橋町百町205番地1
鳩山 二郎	大川市大字向島1909番地1 プリムローズアパート102号

4 就任監事

氏名	住所
大坪 久馬	大川市大字鐘ヶ江448番地

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

大野城市乙金第二土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成19年3月9日から平成29年3月31日まで

3 施行地区

大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目及び大城三丁目の各一部

4 事務所の所在地

大野城市乙金二丁目5番28号

5 設立認可の年月日

平成19年2月20日

6 変更認可の年月日
平成27年1月19日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条の規定において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区連合名	認可年月日
筑後川下流土地改良区連合	平成27年1月19日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約
- ・普通乗用車（1,000～1,300cc、1,500cc）及び軽乗用車賃貸借
- ・車両用四輪タイヤ単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年2月23日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成28年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年3月16日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること

。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成27年1月30日（金）から平成27年3月11日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成27年3月16日（月）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成27年3月17日（火）午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価（1L当たりの税込単価）に発注予定数（ガソリン570,000L、軽油15,000L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（1L当たりの税込単価）に発注予定数（ガソリン570,000L、軽油15,000L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出時期は入札書提出日とする。

(2) 契約保証金

契約単価（税込み）に発注予定数（ガソリン570,000L、軽油15,000L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価（税込み）に発注予定数（ガソリン570,000L、軽油15,000L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出期限は落札業者が決定した日の翌日から7日以内とする。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札、又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札日の日付がないもの、又は日付に誤りのある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gasoline and light oil (Stored in a tank) estimated yearly total : 570,000 liters and 15,000 liters
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2016
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5:45 PM on March 16, 2015
- (5) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
普通乗用車（1000cc～1300cc、1500cc）及び軽乗用車賃貸借
 - (2) 調達物品及び数量
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
契約締結日から平成28年3月31日までの間
 - (4) 納入場所
指定場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 平成27年3月16日（月）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2233
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成27年1月30日（金）から平成27年3月11日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成27年3月16日（月）午後5時45分
- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成27年3月17日（火）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価に調達物品の使用見込み日数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に調達物品の使用見込み日数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出時期は入札書提出時とする。

(2) 契約保証金

契約金額（調達物品1日あたりの金額）に使用見込み日数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（

銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等)を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に使用見込み日数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出期限は落札業者が決定した日の翌日から7日以内とする。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札、又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札日の日付がないもの、又は日付に誤りのある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) A rental contract for ordinary passenger motor vehicles (Displacement capacity : 1000~1500cc) and mini-vehicles
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2016
- (3) Time Limit of Tender : 5:45 PM on March 16, 2015
- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

車両用四輪タイヤ単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成28年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部外43ヶ所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年3月16日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	A A又は同規模の実績を持つA（履行証明書を提出すること）
06	02	オートバイ、自転車	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成27年1月30日（金）から平成27年3月11日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成27年3月16日(月)午後5時45分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡県警察本部入札室
- (2) 日時
平成27年3月17日(火)午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
各見積単価(税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保(銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等)を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
なお、保険契約は定額補償方式に限る。
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を

提出する場合

- ウ 保証金の提出時期は入札書提出日とする。
- (2) 契約保証金
契約単価(税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保(銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等)を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価(税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
なお、保険契約は定額補償方式に限る。
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
ウ 保証金の提出期限は落札業者が決定した日の翌日から7日以内とする。
- 13 入札の無効
- 次の入札は無効とする。
- なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札、又は金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
 - (9) 入札日の日付がないもの、又は日付に誤りのある入札
 - (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the contracts that are going to be bid for a contract for tires that are (going) to be used for four-wheel motor vehicles by per-piece cost
- (2) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters and the others
- (3) Time Limit of Tender : 5:45 PM on March 16, 2015
- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

平成27年1月30日

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成26年12月8日	重岡 英治	5156	死亡

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成19年福岡県規則第49号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の制定及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)の制定による民法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年1月30日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年1月21日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年1月30日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字中元寺の一部（中元寺第2換地区）	換地計画書の写し	平成27年1月30日から平成27年3月2日まで	添田町役場

労働委員会

福岡県労働委員会告示第1号

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。）第27条の18の規定に基づき、次のように審査の期間の目標を定めたので、告示する。

労働組合法に基づく審査の期間の目標の設定（平成23年1月福岡県労働委員会告示第1号）は、廃止する。

平成27年1月30日

福岡県労働委員会会長 野田 進

審査の期間（命令交付までの期間）の目標

労組法第7条第2号単独事件 10か月未満

（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）

その他の事件 1年未満

収用委員会

福岡県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年1月30日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画都市高速鉄道事業4号（九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線）に伴う九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線に係る仮線保全事業（福岡県北九州市八幡西区折尾五丁目地内から同区西折尾町地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
北九州市八幡西区折尾五丁目	1200番6	雑種地	113.83（113）平方メートルのうち使用しようとする土地の面積113.83平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した

土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

篠原アサ子

北九州市八幡西区大浦一丁目1番18号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年1月16日

雑報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成26年度行政書士試験（平成26年11月9日実施）の合格者を平成27年1月26日に次のように発表したので、お知らせします。

平成27年1月30日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯部 力

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910008	7910284	7910591	7910906	7911533
7910010	7910296	7910600	7910932	7911572
7910011	7910309	7910601	7910972	7911585
7910029	7910322	7910621	7910984	7911591
7910036	7910326	7910625	7910993	7911610
7910051	7910364	7910648	7910995	7911643
7910052	7910370	7910649	7911000	7911644
7910055	7910378	7910650	7911006	7911661
7910085	7910388	7910665	7911007	7911671
7910115	7910392	7910693	7911038	7911728
7910117	7910401	7910712	7911080	7911796
7910126	7910426	7910714	7911103	7911842
7910131	7910428	7910721	7911111	7911855
7910137	7910434	7910736	7911115	7911899
7910142	7910437	7910754	7911116	7911915
7910147	7910447	7910772	7911135	7911952
7910157	7910452	7910783	7911146	7911961
7910158	7910462	7910787	7911151	7911966
7910165	7910468	7910788	7911156	7911968
7910166	7910482	7910821	7911160	7911969
7910167	7910503	7910844	7911200	7912107
7910229	7910504	7910858	7911204	7912134
7910253	7910519	7910866	7911229	7912173
7910267	7910533	7910877	7911233	7912210
7910268	7910571	7910886	7911236	7912360
7910269	7910575	7910887	7911237	7912369
7910274	7910586	7910893	7911427	7912421
7910275	7910589	7910899	7911436	7912437